

障害者虐待防止センターを設置しました

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、障害者虐待防止センターを柳井広域圏内の市町で共同設置しました。センターでは、24時間体制で障害者の虐待や養護者の支援に関する相談や通報等を受け付けます。

障害者の方々が家族や施設などの職員、会社の事業主などに虐待されているのに気付いた方は、ひとりで抱え込まないで速やかに相談窓口へ通報してください。

虐待をなくすためには、すべての方々が協力しなければなりません。地域ぐるみの早めの対応や支援が、問題の解決につながります。

なお、虐待を通報した方や届け出をした方を特定する情報は慎重に取り扱われます。また、通報者が施設や職場の職員である場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報も受け付けます。

▼障害者虐待防止法では虐待を三種類に分けています

【養護者による障害者虐待】

障害者の方の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待です。

【障害者支援施設従事者等による障害者虐待】

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待です。

【使用者による障害者虐待】

障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待です。

▼障害者虐待の主な具体例としては、次のようなものがあります

【心理的虐待】

障害者に対する著しい暴言や拒絶的な対応を行うこと。不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的な外傷を与えること。

【身体的虐待】

障害者の身体に著しい外傷を生じたり生じる恐れがある暴行を加えること。正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

【性的虐待】

障害者にわいせつな行為をすることまたは障害者にわいせつな行為をさせること。

【経済的虐待】

障害者の財産を不当に処分すること。障害者から不当に財産上の利益を得ること。

【放棄・放任】

食事や排せつ・入浴・洗濯などの身辺の世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。

▼養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待している側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因は様々ですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。

▼障害者の虐待や養護者の支援に関する相談・通報・問い合わせ▼

24時間体制で受付

○柳井圏域障害者虐待防止センター

〒742-1504 山口県熊毛郡田布施町大字川西1144番地

☎・FAX：0820(52)2678 メール：tanpopo2678@waltz.ocn.ne.jp

【平日（午前8時30分～午後5時15分）は役場窓口でも受け付けを行っています】

○福祉課 民生福祉班（身体・知的）☎0820(77)5505 FAX：0820(77)5111

○健康増進課 健康づくり班（精神）☎0820(77)5504 FAX：0820(77)5111